

「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。
平成27年10月から順次、お住まいの市区町村から「通知カード」が郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。

マイナンバーは、事業主を通じて健康保険組合へもご提供いただくことになります。
(被扶養者含む)

事業主より提供の依頼がありましたら、ご協力下さいますようお願い致します。

通知カードのイメージ

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県○市□町1-1-1

マイナンバーは原則として住民票の世帯ごとに簡易書留で送られます。

現住所と住民票の住所が異なる場合は受取れない場合がありますので、お住まいの市区町村へ住民票を異動してください。

中に「通知カード」「個人番号カード」の申請書と返信用封筒「説明書」が入っています。中身を確認して間違えて捨てないように注意してください。



マイナンバー制度について



1 マイナンバーはこのような目的で導入されます

公平・公正な
社会の実現

所得や他のサービスの
受給状況が把握しやす
くなり、負担を不当に免
れることや不正な受給
の防止に役立ちます

国民の
利便性の向上

添付書類の削減など、
行政手続きが簡素化
され、国民の負担が軽
減されます

行政の効率化

行政手続きが正確で早
くなります
また災害時の迅速な行
政支援が期待できます

2 マイナンバーはこんな場面で必要になります

社会保障関係の手続

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得、確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護
など

税務関係の手続

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市区町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載
など

災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務
など

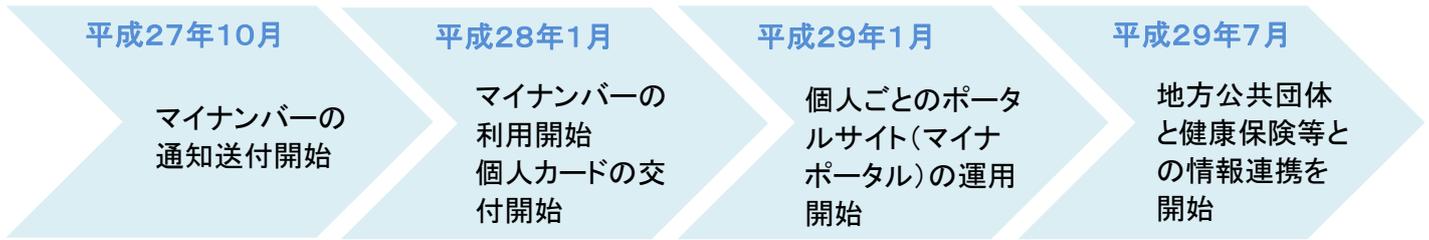
3 個人情報きちんと保護されます

マイナンバーの取扱は、個人情報保護法よりも厳格に保護措置が設けられています。

- 法令で定められた場合以外取得できません
- 利用目的以外の利用・提供はできません
- マイナンバーは必要な場合以外保有できません



制度実施の流れ



税や社会保障関係の書類にマイナンバーを記載するようになります

税金関係

平成28年1月1日提出分～

雇用保険

平成28年1月1日提出分～

健康保険 厚生年金

平成29年1月1日提出分～

※国民健康保険については、平成28年1月1日～
※厚生年金については当面延期

健康保険の書類について

平成29年1月より新しい様式の申請書に変更されます。
お手元の「番号通知カード」または「個人番号カード」をご覧になって、
申請用紙の「マイナンバー記入欄」にマイナンバーをご記入下さい。

(おもな申請用紙)

- ・被扶養者(異動)届
- ・療養費支給申請書
- ・傷病手当金請求書
- ・出産育児一時金請求書
- ・限度額適用認定証交付申請書



情報連携が開始されます

平成29年7月より、地方公共団体等も含めた情報連携が開始されます。
マイナンバーを提示することで、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能になり、手続きが簡素化され国民の負担が軽減されます。

例) 健康保険の被扶養者認定の手続き(被扶養者調査を除く)

これまで証明書類として「住民票」や「課税証明書」などの添付が必要でしたが、健保組合が情報提供ネットワークシステムで市区町村と情報連携することで省略できるようになります。



市区町村に申請することで「個人番号カード」が交付されます

- 本人確認に利用できる公的身分証明書です。
- ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-TAX(国税電子申告)などの電子申請を行えます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。

個人カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記載されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報には記載されません。個人番号カード1枚からすべての情報が分ってしまうことはありません。



表面



裏面

申請
「郵送」か「オンライン」で

受取
市区町村窓口で

* 持参するもの *

1. 通知カード
2. 交付通知書(ハガキ)
3. 本人確認書類

手数料
無料



マイナンバーについての情報・お問合せ先

◆ 内閣官房 マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆ 個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

◆ マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178(平日9:30~17:30)